



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 1 4 号 令和 2 年 6 月 1 9 日 発行

目 次

は 県 例 規 集 登 載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
6 2	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
6 3	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
6 4	老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	長寿いきがい課
6 5	徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改 正する規則	産業人材育成 センター
6 6	徳島県卸売市場条例施行規則を廃止する規 則	もうかるブランド 推進課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
9	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室

【公布された条例等のあらまし】

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十二号）

- 一 徳島県卸売市場審議会の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。
- 二 この規則は、令和二年六月二十一日から施行することとした。
徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第六十三号）
- 一 徳島県卸売市場審議会の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。
- 二 消防保安課に運航安全管理幹を置くこととした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。
- 四 この規則は、令和二年六月二十一日から施行することとした。ただし、三については公布の日から、二については同年七月一日から施行することとした。
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十四号）
- 一 老人福祉法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、令和二年七月一日から施行することとした。
徳島県職業能力開発学校管理規則の一部を改正する規則（規則第六十五号）
- 一 徳島県立南部テクノスクールの塗装技術科をカラーコーディネート塗装科に改めることとした。
- 二 徳島県立西部テクノスクールのボデーリペア科を自動車整備科に改め、短期課程の普通職業訓練とすることとした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。
徳島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則（規則第六十六号）
- 一 徳島県卸売市場条例施行規則は、廃止することとした。
- 二 この規則は、令和二年六月二十一日から施行することとした。

徳島県規則第六十二号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の徳島県卸売市場審議会委員の項を削る。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

徳島県規則第六十三号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項の表大学・産業創生室長の項の次に次のように加える。

運輸安全管理	消防保安課	上司の命を受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全の確保に関する事務を処理する。
幹		

別表第二観光政策課の項第十三号中「、国際課」を削り、同表もうかるブランド推進課の項第十七号を削り、同表もうかるブランド推進課の輸出・六次化推進室の項中第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第五徳島県東部県税局の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 吉野川市及び阿波市の区域に所在する小学校及び中学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員（次号において「職員」という。）の旅費に係る予算の執行に関すること。

別表第八中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第七十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、別表第二観光政策課の項の改正規定及び別表第五徳島県東部県税局の項の改正規定は公布の日から、第十八条第二項の改正規定は同年七月一日から施行する。

徳島県規則第六十四号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「条例，定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は条例」

「 8 添付書類

に改め、「及び経歴」及び 収支予算書 を追加。

事業計画書」

「 8 添付書類

土地及び建物に係
市町村がその区域
しようとする区域の
国，都道府県及び
款その他の基本約款

様式第1号中「その他主な職員」及び「及び経歴」を追加。

る権利関係を明らかにすることができる書類
外に施設を設置しようとする場合にあっては，その施設を設置
市町村の同意書
市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては，定
者の登記事項証明
書

び市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては，届出 書類

「 2 施設の地理的状况

様式第1号中

を「 2 建物の規模及び構

3 建物の規模及び構造並びに設備の概要」

造並びに設備の概要」に「 4」及び「 3」に「 5 入所定員」及び「 4 入所定員」に

「 9 添付

「 6 職員」及び「 5 職員」に「 7」及び「 6」に「 8」及び「 7」に改め

士当
しよ

書類

地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

を追加。

該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては，その施設を設置

うとする区域の市町村の同意書

「 2 施設の地理的状况

様式第1号中

を「 2 建物の規模及

3 建物の規模及び構造並びに設備の概要」

「 6 職員」や「 5 職員」に「 7」や「 6」に「 8」や「 7」に「 9 事業開始
の年月日」に「 8 事業開始の予定年月日」に「 10 添付書類

土地及び建物に係る権利関係
当該市町村の区域外に施設
しようとする区域の市町村の

係を明らかにすることができる書類
を設置しようとする場合には、その施設を設置
同意書
に添付する。

「 2 施設の地理的状況

「 1 建築図面」に「 2 建築図面に添付する書類

3 建物の規模及び構造並びに設備の概要」

「 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要」に「 4 施設」や「 3 施設」に「 5
入所定員」や「 4 入所定員」に「 6 職員」や「 5 職員」に「 7」や「 6」に
「 9 資産の状況

「 8」や「 7」に「 10 添付書類

土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる
定款その他の基本約款
施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

「 8 添付書類
書類
申請者の登記事項証明書」に「 10 添付書類

「 2 施設の地理的状況

「 1 建築図面」に「 2 建築図面に添付する書類

3 建物の規模及び構造並びに設備の概要」

「 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要」に「 4 施設」や「 3 施設」に「 5
入所者」や「 4 入所者」に「 6 職員」や「 5 職員」に「 7 協力病院」や「
6 協力病院」に「 8」や「 7」に「 9 事業開始の年月日」や「 8 事業開始の予
「 10 資産の状況

11 添付書類

定年月日」に「 11 添付書類
土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
定款その他の基本約款
施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

を「9 第10条
母識の登記簿証明書」
に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 改正後の老人福祉法施行細則の様式に相当する改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第六十五号

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「及び」の下に「徳島県立南部テクノスクールの」を加える。

別表の一の表徳島県立西部テクノスクールの項を削る。

別表の二の表徳島県立南部テクノスクールの塗装技術科の項の項名を「カラーコーディネーター塗装科」に改め、同一の表徳島県立西部テクノスクールの項中

「ネット塗装科」に改め、同一の表徳島県立西部テクノスクールの項中

住宅建築科

一五人	一年	四月	住宅建築科
一五人	一年	四月	自動車整備科

に改める。

様式第二号及び様式第二号の二中「引き取れる」とともに、在校生に於ける一切の債務について、本人と連帯して責任を負います」と「引き取ります」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、様式第二号及び様式第二号の二の改正規定並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の一の表の規定は、令和三年四月一日以後に入校する者について適用し、同日前に入校した者については、なお従前の例による。

3 改正後の様式第二号及び様式第二号の二の規定は、この規則の公布の日以後に提出される徳島県職業能力開発校管理規則第十二条第一項に規定する誓約書及び同条第三項に規定する保証人変更届（以下「誓約書等」という。）について適用し、同日前に提出された誓約書等については、なお従前の例による。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

4 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県職業能力開発校の項中「ボデーリペア科」を削り、「塗装技術科」を「

カラーコーディネート塗装料」に改める。

徳島県規則第六十六号

徳島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

徳島県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年徳島県規則第二十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

徳島県訓令第9号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県 監 査 事 務 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年六月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四環境指導課の項部長の欄第二号中「第十条の三第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための処分を業として行う者の指定」を「に改め、同号に次のように加える。

1 第十条の三第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための処分を業として行う者の指定及び同条第十号の規定による産業廃棄物の処分又は再生を業として行う者の指定

2 第十条の十五第四号の規定による特別管理産業廃棄物の処分又は再生を業として行う者の指定

別表第四環境指導課の項部長の欄第三号中「第九条第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための収集又は運搬を業として行う者の指定」を「に改め、同号に次のように加える。

1 第九条第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための収集又は運搬を業として行う者の指定及び同条第十四号の規定による産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の指定

2 第十条の十一第六号の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の指定

別表第四とくしま回帰推進課の項部長の欄に次の一号を加える。

五 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定並びに同条第六項（第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請者に対する通知及び公示

- 2 第五条第一項の規定による変更の認定及び同条第四項の規定による公示
- 3 第六条第二項の規定による認定の有効期間の更新
- 4 第九条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知及び公示

- 5 第十三条第一項の規定による適合命令及び同条第二項の規定による改善命令
- 6 第十四条第一項の規定による事業停止命令及び同条第二項の規定による公示

別表第四とくしま回帰推進課の項課長の欄に次の一号を加える。

四 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に関する次のこと。

- 1 第三条第五項（第五条第三項及び第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取
- 2 第五条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による公示
- 3 第八条の規定による廃止の届出の受理

- 4 第十二条第一項の規定による報告の徴収並びに当該職員による立入検査及び質問

別表第四国保・自立支援課の項部長の欄第四号中11を12とし、2から10までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

- 2 第三十条第一項ただし書の規定による日常生活支援住居施設の認定

別表第四国保・自立支援課の項部長の欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号）第六条第一項の規定による認定の取消し及び効力の停止

別表第四国保・自立支援課の項課長の欄中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

- 七 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令第四条の規定による公示

別表第四もつかるブランド推進課の項部長の欄第一号の1から8までを次のように改める。

- 1 第十三条第一項の規定による認定及び同条第六項の規定による公示
- 2 第十四条において準用する第六条第二項の規定による届出の受理
- 3 第十四条において準用する第七条の規定による届出の受理
- 4 第十四条において準用する第八条第二項の規定による届出の受理及び第十四条において準用する第八条第三項の規定による公示
- 5 第十四条において準用する第九条の規定による指導及び助言
- 6 第十四条において準用する第十条の規定による措置命令
- 7 第十四条において準用する第十一条第一項の規定による認定の取消し及び第十四条において準用する第十一条第二項の規定による公示

- 8 第十四条において準用する第十二条第一項の規定による報告の受理

別表第四もつかるブランド推進課の項部長の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長の欄第一号中「第六十六条第一項」を「第十四条において準用する同法第十二条第二項」に改め、同欄中第二号を削り、第三

号を第二号とし、第四号を第三号とし、同欄第五号の1中「同条第二項」及び「同条第三項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「旨」を「旨等」に改め、同号の3中「同条第三項」及び「同条第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同欄第四号とし、同欄第六号の6中「及び」を「、」に改め、「販売業者からの報告の徴収」の下に「及び同条第四項の規定による農林水産大臣への報告」を加え、同号中7を削り、8を7とし、9を8とし、同号を同欄第五号とし、同欄第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同欄第十号の2中「並びに」を「及び」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同表畜産振興課の項部長の欄第四号の1中「家畜伝染病」を「特定家畜伝染病」に改め、同号の4中「及び」を「、」に改め、「命令」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同号中12及び13を削り、11を13とし、10を12とし、同12の前に次のように加える。

11 第三十四条の二第二項の規定による飼養衛生管理の方法を改善すべきことの勧告、同条第二項の規定による勧告に係る措置をとるべきことの命令及び同条第三項の規定による公表

別表第四畜産振興課の項部長の欄第四号中9を10とし、同10の前に次のように加える。

9 第二十五条の二第二項の規定による消毒、同条第二項の規定による消毒を受けることへの要求及び同条第三項の規定による通行の制限又は遮断

別表第四畜産振興課の項部長の欄第二十号の8中「第十二条の三第四項」を「第十二条の三第五項」に改め、同表水産振興課の項部長の欄第五号の1から8までを次のように改める。

- 1 第十三条第一項の規定による認定及び同条第六項の規定による公示
- 2 第十四条において準用する第六条第二項の規定による届出の受理
- 3 第十四条において準用する第七条の規定による届出の受理
- 4 第十四条において準用する第八条第二項の規定による届出の受理及び第十四条において準用する第八条第三項の規定による公示
- 5 第十四条において準用する第九条の規定による指導及び助言
- 6 第十四条において準用する第十条の規定による措置命令
- 7 第十四条において準用する第十一条第一項の規定による認定の取消し及び第十四条において準用する第十二条第二項の規定による公示
- 8 第十四条において準用する第十二条第一項の規定による報告の受理

別表第四水産振興課の項部長の欄中第六号を削り、同欄第七号の2中「第八十六条第三項、」を削り、同号を同欄第六号とし、同欄中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長の欄第四号中「第六十六条第一項」を「第十四条において準用する同法第十二条第二項」に、「の徴収及び職員」を「若しくは資料の提出の要求又は当該職員」に改め、同欄第五号を削り、同欄第六号の6中「第八十六条第四項、」を削り、同号を同欄第五号とし、同欄中第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表都市計画課の項部長の欄第四号中5を削り、6を5とし、7から29までを1ずつ繰り上げる。

別表第六の三徳島県こども女性相談センターの長の項第三号の5中「第十一条第三項」

を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年六月十九日から施行する。ただし、別表第四もつかるブランド推進課の項及び水産振興課の項の改正規定は同月二十一日から、同表畜産振興課の項の改正規定は家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日から施行する。